

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

桑名市長

## 公表日

令和5年8月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき公営住宅及び改良住宅(以下「市営住宅」という。)を整備し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で市営住宅を賃貸しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の定めるところにより、市営住宅の管理に関する次の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市営住宅の入居決定に関する事務</li><li>・家賃等の決定及び徴収に関する事務</li><li>・家賃等の減免に関する事務</li><li>・入居者の収入状況の報告に関する事務</li><li>・市営住宅の明け渡し請求に関する事務</li><li>・入居者の移動に関する事務</li></ul> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 公営住宅管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一19、35の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条、第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」となっているもの(31の項) ・第一欄(情報照会者)が「住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する処置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(54の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第22条、第28条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市管理課
②所属長の役職名	都市管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備部 都市管理課 511-8601 三重県桑名市中央町2-37 0594-24-1220

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	建築住宅課長 小林 隆司	建築住宅課長 佐藤 正弘	事後	
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署	建築住宅課長 佐藤 正弘	都市管理課長 佐藤 正弘	事後	
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	都市整備部 建築住宅課	都市整備部 都市管理課	事後	
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署	都市管理課長 佐藤 正弘	都市管理課長	事後	
平成30年8月31日	しきい値 時点 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年8月31日	しきい値 時点 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月28日	しきい値 時点	平成30年5月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		様式変更による追加	事後	
令和2年8月31日	しきい値 時点	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	しきい値 時点	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年2月4日	1. ②事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年9月26日	しきい値 時点	令和3年12月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年9月26日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○行政手続きにおける～事務を定める命令	行政手続きにおける～事務及び情報を定める命令	事後	
令和5年8月22日	しきい値 時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月27日時点	事後	